

新潟市総合計画審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市総合計画審議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 市内に在住する満18歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (3) 本市の附属機関等の委員ではない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名（ふりがなを記載）、性別、生年月日、職業及び連絡先を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail 等により応募するものとする。

2 応募を受け付けた場合は、応募者に対し、適宜の方法により受け付け確認の連絡をするものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「新潟市総合計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 公募委員以外の新潟市総合計画審議会委員委嘱予定者で政策企画部長が指名する者
- (2) 政策企画部長
- (3) 政策調整課長

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、別に定める基準に基づき、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は令和4年4月1日より施行する。